

「元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟」の提訴にあたって

声 明

2013年(平成25年)3月11日

「元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟」原告団

福島原発被害弁護団

原発事故の完全賠償をさせる会

本日、「3. 11福島原発事故」により、生命と健康に不安を抱くいわき市民822名(336世帯・0才から89才)が原告となり、国と東京電力株式会社(以下、「東京電力」という。)を被告として、福島地方裁判所いわき支部に「元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟」を提起した。

「3. 11・福島原発事故」は、未曾有の放射能汚染公害もたらした。いわき市の市民は、事故発生当初、全く情報のない中で、迫り来る放射能の恐怖に苦悩し、物資の欠乏に苦しむ生活を強要された。いわき市民は、低線量放射能汚染地域に於いて生活する中で、生命、健康に対する強い不安を抱くとともに、「3. 11」以前にはなかった数々の制約の下で生活することを強いられている。

東京電力は、福島原発において、巨大地震の発生と津波が到来する危険性及び、それにより全電源が喪失し冷却機能を失って過酷事故に至る可能性を十分に認識していながら、住民の生命・安全よりも利潤追求を優先し、原発の地震・津波対策とシビアアクシデント対策などを怠ってきた。また、国は、適時かつ適切に規制権限を行使し、かかる過酷事故を防止すべき責任を負っていたにもかかわらず、長年にわたりこれを怠ってきた。その結果国と東京電力は、今回の福島原発事故を引き起こし、かつて日本国民が経験したことのない未曾有の被害を発生させた。両者の加害責任は、厳しく断罪されるべきである。

私たちは、本件訴訟において「3. 11福島原発事故」がもたらした「被害の実相」と国と東京電力による「加害の構造」を明らかにし、もってその法的責任と被害救済にふさわしい賠償の支払いを命ずる判決を獲得することを目指してたたかうものである。同時に、本件訴訟で原告団が求めてやまないのは、金銭賠償を越えて、以下の政策の確立とその実施である。

記

第1、全ての被害者、とりわけ子どもたちについてはより強く、生涯にわたってその健康を維持するために適切な施策を確立し、実施すること。

第2、将来万一疾病に罹患した場合、とりわけ子どもたちについては長期にわたる生涯安心して治療に専念できるための公的支援策を確立すること。

第3、いわき市をはじめ福島全県下の各地域で「3. 11」以前の状態に復元する取組みを強力に推進すること。

第4、福島第一原発事故の完全収束と、現在停止中の福島第一原発5. 6号機と福島第二原発の完全廃炉を実現すること。

第5、放射能汚染についての基本的知識について、学校教育をはじめ社会的普及をはかり、福島原発公害被害者に対する偏見にもとづくいわれなき社会的差別を克服すること。

私たちは、「あやまれ、つぐなえ、なくせ原発・放射能汚染」「子供たちが安心して生活できる福島に」という統一スローガンの下に、全ての福島原発事故被害者とともに、広範ないわき市民をはじめ福島県民と連帯し、本件訴訟の目的実現をめざし全力を尽くしてたたかう決意であることをここに表明する。

以 上